建設リサイクル法第10条第1項、第11条に基づ〈届出及び通知をされた対象工事については

## 工事現場の標識に 「届出(通知)済シール」を 貼って下さい!

## 届出(通知)済シールの交付について

平成16年5月10日から建設リサイクル法第10条第1項、第11条に基づ〈届出及び通知をされた対象工事については、受付窓口で「届出(通知)済シール」が交付されることになりました。

平成14年5月30日に建設リサイクル法が完全施行されて約2年が経過しましたが、 さらに法の実効性を高めるため石川県内全ての市町村で実施されるものです。

受領されたシールは、対象工事の現場に掲示する建設業または解体工事業の標識の見やすいところに貼って付下さい。(貼付は、届出日から7日目以降とし、工事完了後は速やかにはがして下さい。)

解体工事業者登録票	
商号又は名称	(株)建設リサイクル
法人である場合の 代表者の氏名	石川 太郎
登録番号	石川県知事(登-16)第110号
登録年月日	平成15年5月30日
技術管理者の氏名	石川 次郎



例-解体工事業に係る登録等に関する省令第8条による標識

建設リサイクル法

正式名称:建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律

